

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第15回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成17年2月9日(水)13:30～16:50

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),小貫芳信,加賀美幸子,相良朋紀,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成17年4月の出向からの復帰候補者等について
- 平成17年10月期の弁護士任官候補者について
- 平成17年下半期の判事任命候補者について
- その他

(2)次回の予定について

5 配布資料

- 平成17年6月以降の指名諮問委員会開催予定(案)
- 指名諮問委員会のスケジュール(案)

6 議事

(1)協議(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成17年1月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果、及び最高裁判所から、平成17年10月期の弁護士任官候補者について、平成17年4月の出向からの復帰候補者について、平成17年4月の検事からの出向候補者について、平成17年下半期の判事任命候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

また、委員長に宛てて、日本弁護士連合会から、重点審議者に対する面接について、より積極的な運用がされるとともに、不適格の答申がされる可能性がある指名候補者に対しては、原則として面接を実施し、弁明及び反証の機会が与えられるよう申し入れるという内容の申入書が提出されたことが報告された。

・ 平成17年4月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している者12人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、2人の候補者については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

なお、判事補から出向後、復帰に当たって判事に任命されるべき者として指名することの適否について諮問された者については、通常の判事補から判事への任命候補者と比較して審議資料等にアンバランスがあるのではないかとの議論がなされたが、出向から復帰までの時間的な制約等もあることから、審議に当たっては、適宜、人事局長の口頭説明などで資料を補充する等の工夫をすることが相当であるとされた。

続いて、平成17年4月に検事からの出向予定の者2人について、候補者の略歴、現在の勤務先から得た候補者の執務状況等を記載した書面等を基に、判事補として指名することの適

否について審議され、判事補として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、第10回委員会でもご協議いただき、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、平成17年4月期の弁護士任官候補者については、弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされたところである。このような経過を踏まえ、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の方針を決定していただきたい旨説明がされた。

審議の結果、地域委員会による弁護士からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、前回と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、5月25日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ 平成17年下半期の判事任命候補者について

今回諮問された候補者について、審議の結果、重点審議者とはしないこととし、所管の地域委員会に対し名簿を送付し、指名の適否に関する特段の情報があれば5月25日までに情報収集の上、報告するよう要請することとされた。

・ その他

ア 日本弁護士連合会からの申入れについて

冒頭庶務より報告された日本弁護士連合会からの申入書の扱いについて、以下のとおり協議がなされた。協議の結果、当該申入書に対しては、議論の概要が議事要旨として公開され

るので、特段の対応は行わず、また、面接の問題については、今回、何らかの新たな方針を決めることはせず、今後、必要が生じたときに改めて議論することとされた。

：

申入書の趣旨は、重点審議者に対する面接について、より積極的な運用がされるとともに、不適格の答申がされる可能性がある指名候補者に対しては、原則として面接を実施し、弁明及び反証の機会が与えられるよう申し入れるというものであり、申入れの内容そのものは、第12回委員会において議論された書面と基本的に同趣旨のものと思われる。第12回委員会においては、指名候補者の面接については、絶対に排除するものではなく、また、一律に行うものでもなく、状況に応じて、面接というプロセスを通した方がよいと委員会で判断した場合にケースバイケースで行うという当委員会の運用方針を確認の上、当該書面については、参考書面として受領しておく扱いとしたところである。

今回の申入書は、法曹三者の一つである日弁連が、組織として、当委員会の審議方法について申入れをした点で、個人からの要請とは事情を異にする面があるように思われる。すなわち、当委員会は、指名候補者の指名の適否に関し、指名権を有する最高裁判所に対して意見を述べるという所掌事務の性質に鑑み、委員会の運営全般にわたって、審議が公正・中立の立場から行われるとともに、裁判官の独立に影響を及ぼすことのないような審議方法を追求し、また、地域委員会が行う情報収集の方法についても、検察庁や弁護士会といった組織を経由することなく、情報を持つ検察官又は弁護士から直接地域委員会に情報提供していただくという方法を採用してきたところである。

今回の日弁連からの申入書について、今、説明したこととの関係でどのように考えるべきかについて、ご協議いただきたい。

：

この申入書についてのご意見を、回答の可否を含めて伺いたい。

：

今回の申入書は、どういう性質のものか。従前議論した弁護士任官候補者で不適格とされた者からの要望意見をサポートすることを目的としているのか、それとも制度一般についての意見なのか。制度一般についての意見だということであれば、今後どのようにするのかについて検討する必要があるが、日弁連のスタンスはどちらか。

制度運営全般についてのものであれば、次に、どのように対応するかの問題になるが、個別の事例についての委員会の運営に対するクレーム的なものであれば、問題がある。

不適格とされる可能性のある者に対し、面接の機会を通じて、弁明及び反証の機会を与えることを要望するものであり、個別のケースを契機とした、これからの委員会の在り方、制度一般についての提言である。

日弁連が、組織として申入書を提出するという点については、問題として考えるべきである。内容的にも、一般的な要望というよりは、審議の方法について問題にしていると感じる。仮に、検察庁や、法務省が同様の申入れをしたとしたら大変な問題になる。日弁連だからよいということにはならない。申入れという形式については、表現の問題ではあるが、違和感を覚え、妥当ではないと考える。

指名諮問委員会は、司法制度改革審議会意見書、いわば国民の要望に基づいて創設された制度であり、外部の意見は積極的に聞く必要がある。日弁連の申入れを、組織によるものであるからとして、問題視することはないのではないか。

委員会の運営について、外部の意見を聞かないということではない。申入書が、この時期にこのような形で出されたことで、委員会の個別の審議手続を直接的かつ具体的に批判しているようにも受け取れる。日弁連は、法曹三者の一つとして、当委員会の設立に力を尽くしてきたものであるが、こういう形式で申入れをするということについては、慎重な立場を取ってほしい。

日弁連は、本制度の創設に関与し、制度に関して責任があると考えからこその提言である。

面接に対する考え方については、従前の委員会において議論され、結論が示されているところである。その結論について、検討を深める必要はあるが、今回の申入れそのものに対し、回答する必要はない。

表面的な議論に終始しているように感じられる。申入書の真意を汲み取り、その内容について検討すればよい。虚心坦懐に第三者の意見を受け止めることはあってもよい。

一般規則制定諮問委員会において、委員会の運営については、公正・中立な運営が議論されていたところであり、今回の申入れはそれに反するのではないか。運営を改善するようにと申し入れるということについては納得ができない。

それでは、委員会に対する批判自体が不可能になるのではないか。

今回の申入れについては、その性質をどのように受け止めるべきか、一般的な要望と受け取ってよいのかの問題がある。もう一つ、内容の問題として、不適格とされそうな者について、原則として面接をするようにとのものであり、弁護士任官候補者と再任候補者について分けて考えるべき必要があると思うが、その点についての配慮に欠けていると思う。一般的な要望としてはよいとは思いますが、個別の事例について触れているのは、問題であり、その辺り、十分な整理がされていないのではないか。

一般的な意見であれば、検討の余地はあるが、回答する必要があるかは別な問題である。

申入書について、形式論のみで、問題視されているのは遺憾である。今回の申入れは、運営の在り方についての意見であり、どのように対応するかは委員会が決めるもので、回答の義務はない。しかし、従来の取りまとめは抽象的なものにとどまっており、現実には面接が必要とされた場合の手續についてあらかじめ検討しておくことが、面接を原則的に否定していると誤解されないためにも、必要ではないか。

指名諮問委員会規則では、必要なときには面接ができる旨が定められている。委員会における従来の取りまとめも、面接は行わないと決めたわけではなく、一方、このようにときには必ず面接しなければならないと決めたわけでもない。今回の申入書について、誤解を受けるのは、不適とされる可能性のあるものについて、原則面接すべきとしているからであると思う。それは、面接の必要性の問題で判断すべき問題であり、判断のために十分な資料があるので不要という場合もあれば、判断するには資料が足りず面接をした方がよいという場合もあるのであって、それを、従来の取りまとめは、ケースバイケースと表現していたのであり、規則の趣旨にも沿っているのではないか。

日程的に不可能である、又は、経費がかかるなどの理由で面接はできないというのでは、面接はしないというのと同じことになる。その懸念があるので、必要がある場合に、面接の機会が保障されるということについては確認したい。

面接が本当に必要なときには、時間的な制約などがあってもやらなければならないし、実際に可能であると思う。ただし、どういう場合に面接を行うのかについて、事前に抽象的な議論をしてもあまり実益はない。また、どのような効用があるか不明であるが、とりあえず面接を行うという姿勢も適切でない。

そのような考え方で面接を行うべきではないことについては同感であるが、これまでの事例について振り返ってみても、今後、必要と考えられる事例が出てきたときには、審議の実質化・運用の改善の面から、面接を行うべきではないか。

委員会としては、面接をしても人物を判断することはできないという姿勢は取るべきではない。

面接の問題については、既に取りまとめがなされている。また、不適格とされる可能性がある者について、原則的に面接を行うことは、困難であるし、また相当でもない。面接が必要不可欠であるという限定的な事例において、論点を整理した上で行うべきである。今回の申入れについて回答する必要はないと思うが、実際に面接が必要な事例が生じた際の手続については、事前に検討しておいた方がよい。

面接の手続の問題と、今回の申入れをどのように扱うのかの問題があるが、このまま何らの対応をしないということも誤解を招きかねない。一般規則制定諮問委員会においては、組織として意見を出すことは問題であるとして議論がなされていた。その点について、日弁連がどの程度踏まえているのか懸念があるので、申入書に対する対応として、庶務から、日弁連に対し、組織による申入れの問題点について伝えることとしてはどうか。

今回の申入書についての当委員会における議論は、議事要旨として公表されるので、それにより、日弁連に対し、当委員会の考えを伝えることは可能である。

今回の申入れは、委員会の運営の改善についての提言であり、裁判官の独立とは関係はない。また、運営の在り方については、仮に検察庁から意見が出されたとしても問題はないと思う。

個別の事例について、申入れの対象とされていると受け取られかねないことから、問題とされているのではないかと。

委員会ができてから、再任拒否される者が増え、現在、裁判官の間では、不安定な状況におかれているとの認識が強いと聞いている。委員会が裁判官に与えている影響について、委員は考える必要がある。

裁判官の間に不安が蔓延しているような状況ではないと認識している。普通に執務をしている者が委員会で不適格とされるようなことはないことは、裁判官の間でも認識されており、審議の結果については落ち着いて受け止められている。これは、委員会が中立・公正かつ独立して運営されているとの信頼があるからであり、その点からすると、他の団体から委員会が申入れを受けるということを、裁判官がどのように受け止めるかについて、ご考慮の上、ご議論頂きたい。

印象から言えば、日弁連が、こういうものをお出しになるのに対してはそれほど抵抗感がない。不適格とされた者について、弁明の機会がなかったということについては、納得するためのプロセスがなかったという点で不親切な面があったとは思う。なぜ不適格とされたのかについては、ある程度の説明はされているとは思いますが、一般的な資質・能力という以上に、どういう理由でだめだったのかを知りたいというのが本人の素直な希望だと思う。この点が隠れた問題となって、面接してほしいという形で出ているのではないか。判断の適正と、どういう理由で不適格とされたかを、どういう形で、誰が、どういうタイミングで伝えるかについて、議論する余地があると思う。

自分も同感である。不適格とされることに納得できない者のことも考え、面接は必要であると思う。面接をしていたら際限がないという議論もあったが、その限度を画していくのが当委員会の役割なのではないか。

不適格とされた理由をどのように説明するかは、難しい問題である。現在の制度では、裁判官会議で指名の適否について決定した後に、本人から要望があれば、委員会における不適格とされた理由を伝えることとされている。委員会でも議論されたように、

当委員会も裁判官会議も合議体であって、一致した理由としてどこまで伝えることが可能か、また、議論の過程を伝えることが相当かなどの問題を考える必要がある。

限界線上にある者については、弁明の機会、委員との問答の機会を与えることにより、結果に対する本人の納得につながる。望む者には、自分の考えを述べる機会が保障されるということが、制度の説得性にもつながるのではないか。また、委員会の公正・中立については、必ずしも外部からの意見を排除するものではない。意見の出し方で判断し、排除するのではなく、どのような意見が出されても、その中身について検討すべきであって、検討が中立・公正になされるため独立性が担保されていれば問題はない。

その意見に賛成である。日弁連は、法曹三者の一つとして、日本の司法制度について意見を述べることは妥当であると思う。制度ができてから2年にすぎず、確固とした手続が確立されているわけでもない。過去の制度下の人事評価に基づいて審議しているものであり、面接についてはケースバイケースで行うと取りまとめられてはいるが、その具体像が見えていない。そのような状況において、外部からの意見について、回答の要否はおくとしても、組織として出されたからとして排除するのではなく、その中身について議論すべきである。自分としては、判断に迷う場合には、面接という手段を用いてほしいと主張してきたのであり、これまで不適格とした事例で、本当に面接を行わなくてもよかったかについては、自分としても考えてみたい。面接については、伝家の宝刀で抜かない宝刀にするのではなく、どのように行うかについて決めておく必要がある。また、面識もなく、まして法律の素人である委員が参加する委員会が、裁判官としての適否について勝手に決めたという誤解を払拭するという点では、面接も意義がある。

裁判官の人事評価制度ができ、その手続で積み重なった評価をもとに、委員会で審議することになる。現在は過渡期であるが、本人の弁明を聞いたり、納得を得る機会については、長期的には、人事評価制度の中で保障されることになる。

人事評価制度における評価権者による面談と、指名の適否を決めるための委員会における面接とは性格が異なる。

今回の申入書に関する問題については、申入書を組織としての申入れと扱うか、それとも単なる意見の表明として扱うのかの問題と、実質論として、委員会として、実際に面接をするというときに、その手続を決めていないという問題がある。司法修習生から判事補への任官の類型については、時間的制約のため、現実的には、面接を行うことは非常に困難であると思うが、判事補から判事への任命、判事の再任、弁護士任官における面接の手続については、具体的にどのように行うのか、スケジュール等の点について検討しておく必要はある。

面接については、委員会に呼んで面接するのではなく、担当の委員により面接する方法が相当であると思う。地域委員会における面接も含めて考えてみてはどうか。

仮に面接しても、当人が本当に納得するかは疑問がある。最高裁判所からの諮問に答え、答申を行うのが委員会の職責であることを踏まえ、委員会における面接は、本人の納得を得るというよりも、職責を果たし、諮問に答えるために必要な範囲で行うということではないのか。

面接については、委員会の責任ある判断に必要であるから行うのであり、当人の納得を得るための手続とは、別な問題である。手続の適正の観点から行うとすれば、健康状態が問題となるような場合には、診断した医師も面接が必要ということにもなりかねず、その範囲が際限なく広がってしまおうおそれがある。面接は、委員会の職責を果たすため、必要な範囲で行うべきである。

手続的な適正を確保するための面接と実体的な面接の二つがあり、後者は、諮問に答えるという委員会の職責を果たすために必要な面接であるが、前者の面接は、他の手続の中で考えるべき問題なのではないか。

これまでの議論は、面接について、適正手続確保のため及び指名候補者の納得を考えて行うべきとするものと、諮問に答えるために必要な情報を集めるという観点から行うべきというものに分かれており、そのため議論が平行線をたどっているように思われる。規則の規定からすれば、面接は、諮問に答えるために必要な情報を集めるという観点から行うべきと考えるのが妥当ではないか。

面接については、審議する側の観点が第一義ではあるが、審議される側の納得という観点も考慮すべきである。

一人の裁判官の人生を決める問題であり、審議する側とされる側、双方の観点から考える必要がある。

今回の日弁連からの申入書に対しては、議論の概要が議事要旨として公開されるので、特段の回答は行わないこととしたい。また、面接の問題については、各委員から、様々な観点から真剣にご議論いただいたが、今回、何らかの方針を決めるということはずせず、委員各人で考えをまとめ、今後、必要が生じたときに改めて議論することとしたいが、いかがか。

異議なし

イ 地域委員からの意見への対応について

庶務から、昨年9月に開催された広島地域委員会において、地域委員から、裁判官指名候補者(判事補から判事への任命及び判事の再任)の全国分の名簿及び関係する指名候補者の略歴カードについて、全国と広島を比較する必要があるとの理由から、地域委員に配布して

いただきたいとの要望が出されたことに伴い、次のとおり説明・提案がされた。すなわち、判事補から判事への任命及び判事の再任の場合に当委員会が地域委員会に提供する資料については、第2回委員会における議論の結果、管内の指名候補者に関する資料のほか、全国分の指名候補者名簿を参考添付することとされ、これを受けて、当委員会から地域委員会庶務に対し、地域委員の職責を遂行する上で全国分の名簿が必要になることは通常考えられない反面、指名候補者のプライバシーの保護の必要性が高いことから、参考添付した全国分の指名候補者名簿は机上閲覧に止め、写しの配布はしないよう指示しているところである。今回の広島地域委員からの要望の理由として示された点に照らしても、特段、全国分の名簿の写しを配布する必要があるとは考えられず、また、略歴カードについては、従来から全国分は送付していない。そこで、広島地域委員会に対しては、地域委員からの要望には応じられない旨回答したい。

上記説明・提案を受けて、審議の結果、庶務の提案どおり対応することとされた。

ウ 平成17年6月以降のスケジュールについて

庶務から、「平成17年6月以降の指名諮問委員会開催予定(案)」及び「指名諮問委員会のスケジュール(案)」に基づき、今後の審議スケジュールについて提案がされ、了承された。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、6月10日(金)午後1時30分から開催され、平成17年下半期の再任(判事任命)候補者等について審議することとなった。

以上